

## 板橋区介護普及事業実施要綱

(令和 8 年3月9日区長決定)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、介護普及事業の実施に関し必要な事項を定め、介護サービスの質の向上と安定的な介護人材確保を図ることを目的とする。

### (事業)

第 2 条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護支援専門員に対する研修及び情報提供
- (2) 介護職員に対する研修及び情報提供
- (3) その他関連事業者に対する研修及び情報提供

### (研修の区分)

第 3 条 次の区分に応じた研修を実施する。

- (1) 初任者研修
- (2) 中堅職員研修
- (3) 特定分野(医療・リハビリテーション等)研修

### (受講資格)

第 4 条 研修の受講は、区内介護支援専門員、介護職員、おとしより相談センター職員、またはその他区長が特に認める者とする。

### (受講料)

第 5 条 研修受講生は定められた受講料を払うものとする。

### (謝礼)

第 6 条 区長は、研修講師に対し、謝礼を支払うことができる。

### (関係機関との連携)

第 7 条 区は、東京都並びに区内介護関係団体や医療関係団体等と連携し、人材育成を推進するものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱の定めのない事項について、必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。